

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 期限到来後の貸付条件の変更等の実施状況

大分県信用組合は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の期到来後においても、これまで同様、地域における金融の円滑化に積極的に取り組んでおります。

平成29年3月末時点の実施状況について、お知らせいたします。

今後とも地域の金融の円滑化に向けて全力で取り組みいたします。

事業資金や住宅関連資金に係るご相談がございましたら、最寄りの営業店窓口または本部お客様相談窓口までお問い合わせください。

記

【債務者が中小企業者である場合】

貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 (単位:件)

	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成28年9月末	平成29年3月末
	5,253	6,128	7,013	7,445	7,931
うち、実行に係る貸付債権	4,915	5,759	6,624	7,051	7,532
うち、謝絶に係る貸付債権	144	169	176	176	176
うち、審査中の貸付債権	56	36	42	44	48
うち、取下げに係る貸付債権	138	164	171	174	175

【債務者が住宅資金借入者である場合】

貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 (単位:件)

	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成28年9月末	平成29年3月末
	208	224	239	241	243
うち、実行に係る貸付債権	173	187	198	200	202
うち、謝絶に係る貸付債権	13	13	16	17	17
うち、審査中の貸付債権	0	1	2	1	1
うち、取下げに係る貸付債権	22	23	23	23	23

※各貸付債権の額及び貸付債権の数につきましては、平成21年12月4日以降の累積額及び累積件数となっております。

以上